

九度山町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
九度山町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・ 2
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・ 3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・ 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・ 5

1. 計画の趣旨、現状

本町においては『優しくたくましい人を育む 子育て・教育・文化の町くどやま』の教育の基本理念のもと、「たくましさと思いやりの心を大切にするとづくり・まちづくり」の基本目標を掲げている。

上記基本目標の達成のため、教育行政と学校が一体となり取組を推進している一方で、近年、社会情勢の急激な変化に伴い、学校を取り巻く環境が、複雑化・多様化するとともに、保護者や地域からの学校や教職員に対する期待が高まっていることから、本町の教育職員の業務が長時間に及ぶ状況が課題となっている。教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒等への教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、本町の教育理念の実現に向けてよりよい教育を行うため、学校における働き方改革が急務となっている。このたび、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に基づき、国の指針（※）を踏まえ、働き方改革の更なる推進に向けて、本計画を策定するものとする。

※「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年9月25日改正）

2. 本町の現状

本町では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針を、「九度山町立学校管理規則」に定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月平均45時間を上回る割合	月平均80時間を上回る割合
小学校	年350時間	27.7%	0%
中学校	年228時間	4.3%	0%

※小学校18名 中学校23名を対象に調査

時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合が小学校で27.7%と多くなっている。1人あたりの授業の持ち時間数に加えて、小規模校ならではの1人あたりの校務分掌の割り当て等、負担感が大きくなっており、標準授業時数に基づいた授業時間数の計画や学校行事の精選、校務DXやその他負担軽減に係る体制整備を図ることにより、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

3. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ・ 1年間における時間外在校等時間が360時間以下の教職員の割合を100%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 教職員1人当たりの年間の年次有給休暇の平均取得日数を1年につき15日以上にする。
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者（ストレスが高いと判断されている者、医療機関の受診を求められる者等）の割合を0%にする。【令和9年度予定】

4. 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

ただし、計画の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本町では本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

各校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間やPTA等での通学路の見守り活動の見直しを推進する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

町から学校に発出される調査、アンケート等についてその精選、簡素化・統合・廃止に取り組む。また、不要な押印欄の廃止やFAXでの回答の廃止を推進する。回答が必要なものについては、デジタル技術を活用する回答方法など事務負担の軽減に向けた改善を行うとともに、教育職員と事務職員が適切に業務分担するよう、指導・助言を行う。

◇部活動

部活動指導員の派遣を継続して行う。教職員が子どもに向き合う時間や教材研究等に充てる時間を確保することを目的に、平日及び休日の活動については、原則、部活動指導員が単独で指導にあたることができるよう体制整備を行う。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価・成績処理

授業準備や成績処理等の事務負担を軽減するため、教員業務支援員を活用するとともに、校務支援システムや採点支援システム等のICTの積極的な活用を推進する。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の参画により専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・学校の実態に応じて不登校児童生徒支援員の派遣を継続する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員等の派遣を継続する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校における教育課程における年間総授業時数や週あたり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後活動を勤務時間内で設定するなど、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員については医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。

- ・年次有休休暇についてまとめた日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を推進する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、業務環境の改善を推進する。【令和9年実施予定】
- ・学校における定時退校日を週1回以上設定し、長期休業（夏季・冬季）等の期間に一斉の学校閉庁日を設定する。

6. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度九度山町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉・特別支援教育・部活動指導に関する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・学校での教育職員の支援に当たる教員業務支援員の確保にあたり、関係機関とともに継続した配置に取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、九度山町で導入している。出退勤管理システムで把握する。その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。【令和9年度予定】
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職に対して学校マネジメントにおける協議の機会を設定するなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、必要に応じて学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して本町における業務管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。